

## 国立大学法人東京海洋大学における公的研究費の不正使用防止に関する 基本方針

令和7年3月14日  
学 長 裁 定

国立大学法人東京海洋大学における研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用の防止等の体制等に関する規則（平成31年海洋大規第61号）第3条第3項に規定する公的研究費の不正使用防止対策の基本方針については、以下のとおりとする。

1. 公的研究費の運営・管理に関わる学内の責任体系を明確化するとともに、学内外に周知・公表する。
2. 公的研究費の適正な運営・管理の基盤となる環境の整備として、事務処理手続きに関するルールや事務処理に関する権限と責任について明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。
4. 適正な予算執行を行うために、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営・管理を行う。
5. 公的研究費の使用に関するルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
6. 公的研究費の適正な運営・管理のため、全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。

### 附 則

この基本方針は、令和7年3月14日から施行する。